

# 令和5年度第5回国分寺市子ども・子育て会議

令和5年11月27日

国分寺市役所

書庫棟会議室

## 次 第

### 1 議事

国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画（令和4年度実績）の評価について（第4章）

### 2 報告

次期国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画について

### 3 その他

#### ■ 配付資料

---

- 5-5-1 「個別事業の実施状況」及び「施策の方向性に係る実施状況」に係る評価の取扱いについて
- 5-5-2 施策評価書及び重点事業評価シート（令和4年度）一式（第4章）
- 5-5-3 次期国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画について

## 令和5年度第5回国分寺市子ども・子育て会議

日 時:令和5年11月 27 日(月) 午後6時30分～

場 所:国分寺市役所 書庫棟会議室

### 出席者(敬称略)

委 員 川喜田 昌代(会長),田 蔭 大樹(副会長),双木 良,渡辺 雅之矢山 浩輔,  
関口 幹雄,原 弘和,相馬 千鶴  
(オンライン)殿下 順子

事務局 宮本 学,千葉 昌恵,坂本 岳人,桑野 正樹,石丸 明子,前田 典人  
齊藤 幸芳,堀田 恵里

会 長 お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。定刻となりましたので、会議を始めます。開催に当たり、事務局から委員の出欠状況等のお知らせをお願いします。

事務局 本日もどうぞよろしくお願いいたします。現在、殿下委員がオンラインで御出席いただいております。そのほかの委員の皆様は対面で御出席を頂いております。欠席の御連絡は頂いておりません。福羅委員、追谷委員は遅れるとの御連絡をいただいております。山本委員も後ほどいらっしゃるのではないかとと思われます。現在、出席委員9名でございますので、委員の過半数の出席がございます。国分寺市子ども・子育て会議設置条例第7条第2項に基づき、国分寺市子ども・子育て会議が開催できることを確認しております。

会 長 委員の出欠確認ができましたので、これより令和5年度第5回国分寺市子ども・子育て会議を開催いたします。会議を始めるに当たり、事務局より配付資料の確認と説明をよろしくお願いいたします。

事務局 今回の会議のために、事前に郵送及びメールにて送付しております会議資料等につきましては、開催通知、次第、資料5-5-1から5-5-3となります。資料番号については、各資料1枚目右上に表示するとともに、インデックスに資料番号の末尾の数字を記載し付しておりますので御確認いただければと思います。配付資料の説明は以上です。

会 長 資料の確認が終わりましたので、議事に入ります。本日の議題は1件です。次第を御覧いただければと思いますが、「国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画(令和4年度実績)の評価について(第4章)」の最終確認になります。評価の確認を行うに当たり、個別事業の実施状況と施策の方向性に係る実施状況を事務局が考え方の整理を行いましたので、説明を受けたいと思います。事務局よろしくお願いいたします。

事務局 資料5-5-1を御覧いただければと思います。また、併せて資料5-5-2を使いながら御説明をさせていただきます。そもそもの経緯でございますが、資料5-5-2の2ページを御覧いただければと思います。こちらの評価書式は、左側に国分寺市による評価がございますが、1 個別事業の実施状況、2 施策の方向性に係る実施状況、3 施策の進捗状況の3つの評価区分に渡って国分寺市の評価、本会議の評価として対比的にみられるような評価のつくりにしおります。3につ

いては、第1回の会議でもこのような評価区分で行うことは明確にうたって確認させていただいてございますが、1,2については明確な定義が今までなく、口頭でこのような整理をして書き分けている旨を御説明してまいりました。ただ、この1年を通して様々な御意見をいただき、一定明文化した評価の書き分けが必要ではないかと考え、今回の御提案になります。

資料5-5-1を御覧いただければと思います。「国分寺市子ども・子育て会議による計画評価「個別事業の実施状況」及び「施策の方向性に係る実施状況」に係る評価の取扱いについて」をもとに説明させていただきます。資料を読み上げます。国分寺市子ども・子育て会議では、令和5年度の会議において、国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画（第4章）の評価を、①個別事業の実施状況、②施策の方向性に係る実施状況、③施策の進捗状況の3つの視点から実施しているところだが、①・②について下記のとおり整理し、評価を行う。なお、③については、引き続き令和5年度第1回国分寺市子ども・子育て会議配付資料5-1-1「国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画（令和4年度実績）の評価について」のとおりとする。

1,2の書き分けについて、説明させていただきます。1 個別事業の実施状況では、個別事業の実施内容や方法に影響を与えない評価事項を記載したいと考えてございます。例としては、個別事業の目標設定や実績の記載方法等に関連した評価等になります。

続きまして、2 施策の方向性に係る実施状況では、今後の個別事業の実施内容や方法に影響を与える可能性のある評価事項及び個別事業に留まらない施策の方向性そのものに関連した評価事項を記載したいと考えてございます。例としては、個別事業の実施内容や方法について改善を求める評価等になります。少し分かりづらいかと思っておりますので、かみ砕いて御説明させていただきます。

1 個別事業の実施状況にはどのようなことを書くのかですが、例に書いてありますように、これまで委員の皆様から大きく分けて2つの視点から評価を頂いていると認識しております。1つ目は、様々な重点事業である個別事業に対する評価の仕方、書き方、目標設定について、そういったことへの工夫や改善が必要ではないかとの趣旨の御意見をいただいていたかと思っております。これは事業の実施内容については問題ないが、その評価や目標の設定に対して何らかの工夫や改善が必要ではないか、そのようなことから、「個別事業の実施内容や方法に影響を与えない評価事項」という表現で書き分けさせていただいて、具体的に事業の在り方や実施方法といった事業内容そのものに対して改善を求めるような御意見をいただいた場合に、2にすることで整理させていただいてございます。

背景でございますが、これまでもこの件については、会議の場で御説明させていただきましたが、1 個別事業の実施状況は、事業単体でそれ自体が施策全体に影響を与えないものをここに書いていただくと御説明させていただいておりました。一方で、2 施策の方向性に係る実施状況は、施策全体に影響を与えるものとして御説明しておりましたが、施策の方向性に係る内容は、そもそも施策は、各個別事業（重点事業）が束なって実施されることによって施策が進捗していく考え方がございます。つまりは、事業の内容や在り方が変わることは、施策の方向性に関わる内容との考え方の整理から、重点事業に対しての評価をいただいたものであっても、その事業の内容や在り方に触れた御意見・評価をいただいたものについて

は、2に書く考え方で事務局案を考えさせていただきました。この考え方の下、評価することに問題等がないかどうかの確認をこの会議の場でいただければと考えております。

会 長 事務局より説明がありました。質疑のある方はどうぞ挙手にてお願いします。いかがでしょうか。特に御意見がないようであれば、1と2に関して、この考え方で評価を行っていくこととなります。

次に、今回事務局において第4章評価全体を確認したところ、基本目標Ⅱの施策(2)が評価できていないことがわかりました。そのため、該当箇所の評価を先に行き、それから全体の確認ができればと思っております。それでは、事務局より基本目標Ⅱ施策(2)について、説明をよろしくをお願いします。

事務局 資料5-5-2を御覧いただければと思います。24ページになります。これについて、事務局からお詫びをさせていただきます。先ほど会長からございましたとおり、基本目標Ⅱ施策(2)について、本来すべき評価が抜け落ちていることがわかりました。経緯でございますが、第1回の会議を7月21日に開催しておりますが、その際は基本目標Ⅱ施策(1)までの評価が終わっておりましたので、第2回の9月8日の会議では、本来、基本目標Ⅱ施策(2)から開始すべきところを、(3)から開始してしまったことから、(2)が抜け落ちてしまっていたことがわかりました。前回の会議資料では、さもこの評価が終わっているかのような御説明をしていたのですが、実際にはそうではなかったため大変申し訳ございません。つきましては、この基本目標Ⅱ施策(2)の評価をいただければと思っておりますので、何卒よろしく願いいたします。

改めまして、基本目標Ⅱ施策(2)仕事と生活との調和を実現するについて、市の評価を御説明させていただきます。資料5-5-2の23ページを御覧ください。計画書では、68ページから70ページになります。1 個別事業の実施状況につきましては、資料25、26ページの重点事業評価シートを御覧ください。重点事業の通番16、17番になります。

次に2施策の方向性に係る実施状況についてです。通番16 男性が家事・育児に参画するための環境づくりでは、男性が家事・育児を担うことへのきっかけづくりとして、市民に対して男女共同参画習慣にあわせた講座を開催したことに加え、東京都と共催でセミナーを開催した。なお、講座についてはオンライン、セミナーについては対面でもオンラインでも参加できる仕組みで開催することで、小さい子どもがいても自宅などから参加できるよう配慮した。また、通番17特定事業主行動計画の推進及び啓発では、「国分寺市特定事業主行動計画」において、男性の育児参加の促進について文言を整理し、改定を行った。職員に対しては、改定した計画の内容や休暇制度について、庁内電子掲示板へ案内文書を掲載したほか、新任職員研修を通じて各種休暇制度を周知し、子が生まれた職員に対して、直接育児休業等取得の推奨を行った。以上を踏まえまして、3 施策の進捗状況については、おおむね順調に進んでいる。方向性にに基づき各事業は実施されており、事業の実施結果も量的・質的ともに目的値を「おおむね達成している」以上の水準となっている。なお、通番16ではSNSの活用や講座の開催に限らないイベントの開催など、情報提供の手法について工夫を検討する必要がある。と評価しております。

会 長 それでは質疑応答に入りたいと思います。質問のある方は、挙手していただくようよろしく

お願いいたします。

委員 通番17の令和4年度の実績で、63.6%で3つとも数値が一緒で、目標は、男性が50%、ほかは100%で、多分扱う数値が違いますが、実績が全て同じ数値になっているのはどのような計算でなっているのでしょうか。

会長 事務局いかがでしょうか。確かに量的と令和4年度の実績数値が違っています。3つ一緒の理由を説明していただければと思います。

事務局 一旦預からせていただきたいと思います。男性の育児休暇取得については、この数値かと思いますが、あと2つの数値が同じとなっております。大変申し訳ございませんが、確認をしてお知らせさせていただければと思います。

委員 評価Bに関しても妥当かどうか確認をお願いします。

会長 ゼロコマ1の位も一緒であるのも少し調べていただいて、後日説明をよろしくお願いいたします。

委員 言葉の意味が分からないので教えていただきたいものがあります。通番16に「都民・市民に向けて家庭に潜むアンコンシャス・バイアスに気づき」、「アンコンシャス・バイアス解消の観点」とありますが、このアンコンシャス・バイアスとは何でしょうか。

事務局 端的に申し上げますと、アンコンシャス・バイアスは、潜在的な思い込みになります。例えば、育児は女性がするものだと思込んでいるのであれば、それは潜在的な先入観であり、そういったものがないかどうかということになります。

委員 ありがとうございます。

会長 日常的にはあまり聞かない言葉です。説明ありがとうございます。ほかに御質問がないようであれば、次に4章評価全体の確認をしていきたいと思います。

基本目標ⅠからⅢまでは、既に第3回の会議で確認しておりますが、その際追加意見等があり、事務局が反映した箇所などについて改めて確認できればと思います。それでは、事務局から基本目標ⅠからⅢで評価内容を変更した箇所についての説明をお願いします。

事務局 前回までの会議において修正箇所等があったものについて、今回改めて御説明をさせていただきますが、併せまして、先ほどの資料5-5-1の考え方の整理によって評価の項目が変わったものについても御説明をさせていただきます。資料5-5-2の2ページになります。こちらは通番1の内容が1個別事業の実施状況になり、通番7が網かけになっております。もともと通番7の評価は1に入っておりました。しかし、先ほどの考え方の整理により、2に移動させていただいております。評価の内容そのものは変わっておりませんが、どのように移動させたのかを改めて御説明させていただきます。

通番1でございますが、利用者支援事業(基本型)の充実については、量的目標に基づいた評価がされているが、実施場所数だけでは、当該事業がどの程度市民に利用されたのかが分かりづらいことから、目標値の設定や実績の記載方法等について検討されたい。として目標の設定や実績の書き方、要は事業そのものの内容については影響を与えない評価内容となりますので、これを1番に入れております。

一方で、2を読み上げます。通番7ひとり親家庭自立支援給付金事業については、制度の仕組みから市民が利用しづらく、利用者数が目標値に届いていない実態があるとのことで

ある。ひとり親家庭の自立の促進のため、当該事業の実施方法等について検討されたい。と文字どおり実施内容に言及した内容となっておりますので、1から2に移動させていただいております。評価内容は変えておりません。

続いて御説明をさせていただきます。28ページになります。基本目標Ⅱ施策(3)です。こちらは網かけが2か所ございますが、まず通番18です。こちらは第3回の会議において評価の確認の際に御意見をいただいております。内容の趣旨は、日中の居場所を必要としている子どもたちが多くおり、学校に行けなくて困っている子どもの学校以外の、放課後に限らない日中の時間の居場所が国分寺市内のどこにあるかをまとめる必要があるのではないかとのことでした。御意見は次のように入っております。

通番18地域の子どもの居場所づくりの推進については、子どもたち自身が市内にどのような居場所があるかを知り、自分たちにあった居場所を発見するためにも、子どもの目に届く場所に市が作成している子どもの居場所紹介マップを設置されたい。また、居場所の考え方も様々な視点がある。ここからが今回の追加部分です。中には学校に行きづらさを感じている子どもたちもいることから、放課後の時間帯に限らず活用できる居場所の紹介も期待される。今後の子どもの居場所紹介マップの作成に当たっては、遊びの場や学習の場など、居場所の分野別に子どもの意見を聞きながら作成するなどその方法について検討されたい。とまとめさせていただいております。

通番26につきましては、もともと1に入れていたものを事業の実施内容の仕組みに言及するものであることから2に移動させているものでございます。

説明を続けさせていただきます。40ページを御覧ください。基本目標Ⅱ施策(4)でございます。こちらについては、評価の内容として、頻度を上げることの趣旨がここに入っておりますが、回数を上げるのはもちろん大事だが、なかなか費用面などですぐに反映させることが難しいのではないかと、ついでにはそのやり方、例えば対象の範囲を広げるなどの工夫によってできることもあるのではないかと、その内容を評価として加えるべきではないかといった御意見をいただきました。また、通番30は、もともと1に入っておりますので2に移動させた上で、御意見を反映させていただいております。

「通番30交通安全教室の開催について、現在の実施方法での年2回の開催回数は、交通安全の取組としては少ないと思われるため、事業実施頻度や各回の対象者の拡充等について工夫することで、多くの子どもたちの交通安全意識を高められる仕組みを検討されたい。」と、「各回」以降について少し表現方法を変えておりますが、より施策の方向性に合わせて修正をかけさせていただきました。

最後でございます。64ページを御覧ください。基本目標Ⅲ施策(2)でございます。こちらについても、御意見をいただいております。前回の会議で、通番48の乳幼児健康診査の御質問に対して回答をしまして、その御意見・評価をいただいております。事務局からの説明も踏まえまして、なかなかこの数値目標として受診率100%を達成することが今の所管課の考え方では難しいのではないかと、ついでには、実現可能な目標の設定の在り方があってしるべきではないかと御意見をいただいております。それを踏まえまして、今回1の評価内容となっております。

通番48乳幼児健康診査については、令和6年度目標達成に向けた令和4年度目標において、100%に近い健診受診率を量的目標として掲げ、結果、令和4年度実績としてはおおむねその目標を達成した。健診未受診の理由について確認したところ、例年、各家庭のやむを得ない事情等が含まれており、令和6年度目標として掲げる受診率100%を現在の仕組みで達成することは難しいことが予想される。今後の事業実施においては、実現可能な目標設定について検討されたい。と評価をまとめております。

以上、これまで既に評価の確認を頂いております基本目標ⅠからⅢの修正箇所について御説明とさせていただきます。

会 長 事務局から説明が終わりました。変更箇所についての説明もありますが、ⅠからⅢまでの追加意見等で質疑応答がありましたら挙手していただき、御意見をお願いしたいと思えます。いかがでしょうか。特に御意見がないようであれば、前回の会議において評価を行った基本目標Ⅳについて施策ごとに評価の確認を行います。前回の会議において委員から出た質問で回答が保留になっているものがいくつかあったと思います。それも交えながら、基本目標Ⅳ施策(1)から事務局の説明をお願いいたします。

事務局 70ページでございます。基本目標Ⅳについては、前回の会議で初めて評価をいただいております。いただいた御意見を基に評価をまとめさせていただきます。施策1, 2, 3を1つずつ御説明させていただきますながら、施策ごとに御質問、御意見等をいただければと考えておりますので、よろしく願いいたします。

まずは、評価の経緯や内容を斉藤から説明させていただきます。後ほど課長の千葉から保留となっていた質問への回答をさせていただき流れて説明させていただければと思います。

それでは70ページの内容を御説明させていただきます。

まず、通番51でございます。学校での人権教育となっているのですが、誰を主体に行っているのかがこの内容からはなかなか読み取りづらいとの御意見をいただいております。恐らく子どもが主体ではないかということから、もう少し書きぶりに工夫があってもいいのではないかと趣旨の御意見をいただいております。それを踏まえまして、次のようにまとめております。「通番51学校全体での人権教育の取組の充実については、令和4年度目標・実績が、誰を対象にどのような人権教育の取組を実施したのかが読み取りづらい記載となっている。今後については、その点が読み取れるよう記載方法について検討されたい。」と、まとめさせていただきます。

続けて、通番55について説明させていただきます。こちらについては事業の趣旨から考えると、不安のある家庭から問合せがあった場合に対応する書きぶりでは、来たらそれについて対応する事務対応の意味合いが非常に強い内容となっているのではないかと。もともと目標の設定としても数値化できるような考え方、評価の仕組みがあってもいいのではないかとのご意見をいただきました。また、早期発見と事業名にあるように、問合せがあった場合に対応するのではなく、この趣旨にあった事業の実施、評価をしっかりと書き分ける必要があるのではないかと御意見を踏まえまして、このようにまとめております。

「通番55児童虐待に対する早期発見・深刻化防止では、令和4年度目標(量的目標)が

「事業評価は数値化しづらい」としており、令和4年度実績では、関係機関と連携した件数として、通報や相談があった場合に必要に応じて連携した件数を挙げており、予め目標設定を行い取り組むことが難しい内容となっている。このことから、今後は例えば通報や相談があった場合に解決した割合など、数値化した目標に対して主体的に取り組む、評価できる仕組みについて検討されたい。また、当該事業内容は、児童虐待の未然防止が趣旨として含まれることから、事後対応ではない視点からの目標設定についても併せて検討されたい。」と、まとめさせていただいております。

続きまして、通番56でございます。先ほどの評価内容と少し似ておりますが、いじめ防止に向けた取組ですので、解決の要素が強く書かれた評価内容になっておりますが、未然防止に重きを置いた評価とするべきではないかとの趣旨の御意見をいただいております。また、もう一つの御意見として、もともと全体的な目標や実績の量的では定量的な記載がないため、書き方の工夫をしてはどうかとのことでした。また、通番56に関しては、学校側や聞き取り側が聞き取りを行ったことは書いてありますが、聞き取りを行ったことについての満足度を書くことで、定量的な評価ができるのではないかとの趣旨の御意見もいただいておりますので、合わせてこちらに入れております。

「通番56いじめ防止に向けた取組の充実について、令和4年度の量的実績において、学校が何件のいじめを認知して対応を図ったのかが読み取れないため、今後は定量的に実績が把握できる記載方法について検討されたい。また、学校は、子どもが嫌な思いをしたと訴えた件についてすべて聞き取りを行い、対応を図ったとあるが、例えば、嫌な思いをしたと訴えた子どもたちが、学校側の対応についてどのぐらい満足したのかといった視点でも定量的に評価できる仕組みを検討されたい。なお、同事業は、いじめ防止教育の充実に取り組む事業であるのに対し、目標や実績の記載内容は、いじめが発生した際の事後対応に視点がおかれた内容となっていることから、事業内容の趣旨にあわせた取組への評価ができるよう、その視点に重点を置いた目標設定等について検討されたい。」と、まとめさせていただきました。

2施策の方向性に係る実施状況と3施策の進捗状況については、具体的な御意見等はございませんでしたので、国分寺市の評価のとおりとする。としております。

会 長           ありがとうございます。

事務局           御質問いただいた内容についてお答えしたいと思います。通番53でございます。国分寺市では同性婚や、性自認の自己決定権に基づいた届の提出は認められているのでしょうかと御質問をいただいております。主管課からの回答をまとめさせていただきましたので御報告させていただきます。同性婚については、現在法律で認められておらず、国分寺市独自で認めることはありませんが、国分寺市では令和2年にパートナーシップ制度を導入しております。この制度は、互いを人生のパートナーとし、日常生活の中でお互いに協力し合うことを約束した、一方または双方が性的マイノリティであるお二人がパートナーシップ宣言書等を提出し、国分寺市がお二人に宣言書受理書等を交付する制度です。次に自己決定権についてですが、例えば、子どもを産む、産まないといったような生殖に関する自己決定権の意味合いでこちらは記載をしております。合わせて、性の多様性への理解促進や互いの性



の在り方の尊重を目標に掲げ啓発活動を行っております。御質問にある性自認の自己決定権に基づいた届出が性別を決定する、または変更する意味合いのものであれば、国分寺市では独自の届出はございません。

続きまして、通番56いじめ防止に向けた取組の充実でございます。こちらについては、御意見としては、全体的な目標や実績の量的な件数等が記載されていないので、定量的に記載したほうがいいのではないかと1点目にいただいております。2点目については、学校や聞き取り側がしっかり聞き取りをした内容については書いてありますが、その聞き取り結果について、いじめを受けたと感じた被害者がどのくらい満足したのかが分かる満足度も定量的に表したほうがいいのではないかと御意見をいただいております。

件数については、令和4年度の国分寺市立小・中学校のいじめの認定件数は1,239件であり、その全てについて聞き取りを行い、対応を図っております。そのため、認知した件数と対応件数は同数になります。2点目ですが、いじめ問題の基本的な考えとして、いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得ることを踏まえ、学校はいじめを認知した場合には速やかに解決できるよう取り組んでおります。そのため、いじめを受けた子どもやいじめを知らせてきた子どもの安全の確保、いじめを受けた子どもが落ち着いて教育を受けられる環境の確保などの早期対応を行っており、子どもの満足感よりも安心感が得られるような進め方を行っているとの報告が所管課からありました。また、重大事態の調査の「継続しており」は、重大事態も実際発生しているのでしょうかとの御質問に対して、回答をいただきました。こちらについて記載はございませんが、令和3年度に発生して継続している案件が1件あり、法に基づき調査対応を行っているとの報告を受けております。

続きまして、同じく通番56の評価については、防止に重きを置いた話であるのにも関わらず、結局、防止の視点ではない評価の文言が入っているため、防止に重きを置いた評価にしたほうがいいのではないかと御意見をいただいております。国分寺市では国分寺市いじめ防止基本方針に基づいて、教育委員会及び学校がいじめの防止等に関する取組を推進しています。いじめ問題の対応として、未然防止、早期発見・早期対応、重大事態への対応、この4段階の対策を講じてございます。実際は未然防止と早期発見・早期対応の取組を一体的に行うことで防止策として機能するように取り組んでいるとのことでした。御報告は以上となります。

会 長 質疑応答等がございましたら御意見を申し上げます。御意見等がないようであれば、次に進みたいと思います。

施策(2)に進ませていただきたいと思います。事務局から説明をお願いします。

事務局 資料77,78ページを御覧いただければと思います。こちらについても順番に御説明させていただきます。78ページですが、施策1から御説明させていただきます。通番59子どもの読書活動推進計画事業でございます。こちらについては、令和6年度目標の量的な目標の設定が、何を実施するのかがよく分からなかったとの御意見をいただいております。令和4年度の実績や目標のつながりなどについても読み取りづらいものになっていたので、少し具体的に書いたほうがいいのではないかと御趣旨で御意見をいただいておりますので、次のようにまとめております。

「通番59子ども読書活動推進計画事業における令和6年度目標(量的目標)は、「第二中学校,第二小学校への実施」となっているが,令和4年度目標(量的目標)や実績とのつながりが読み取りづらいものとなっている。今後目標設定等を行う際には,その意図が平易に読み取れる書き方について検討されたい。」と,まとめております。会議でも事業の目的,目標の説明をさせていただきましたが,やはり読み取り手としては難しい,読み取りづらいとの御意見でしたので,このような表現とさせていただきます。

続きまして,通番62でございます。通番62については,各学校の道徳教育推進委員が集まって委員会を構成し,何らかの会議,指導資料の作成,研修の開催など行っていることは何となく分かりますが,その流れやその内容,つながりなどが少し分かりづらいので,書き方をもう少し工夫してはどうかとの御意見をいただいております。その趣旨を踏まえまして,次のようにまとめております。

「通番62道徳教育に関する実践的研究や研修の充実については,各市立小・中学校と道徳教育推進委員会がどのような関係性を持ち,どのような事務の流れの中で取組を進めているのかが令和4年度実績からは読み取りづらい内容となっていることから,今後の目標設定や実績の記載においては,その点が読み取りやすくなるよう検討されたい。」と,まとめております。

続きまして,2 施策の方向性に係る実施状況でございます。通番58でございます。御意見は,学校生活支援シートについて触れておまして,99%の生徒が記載されているのに対して,残りの生徒が記載できていない実態については,事情として認識はしつつも,なかなか書ける状態にないとのことから,改善方法として「周知徹底を図る必要がある」との書き方は少し変えたほうがいいのではないかと御意見を頂いております。つきましては,書き方,評価の仕方もさることながら,実際の改善方法についての工夫が必要ではないかとの趣旨から,次のようにまとめさせていただきます。

「通番58学校生活支援シートの活用の推進の令和4年度実績に係る評価及び課題(量的)は,「学校生活支援シートが必要な児童・生徒の全てに作成が行われるよう,さらに周知徹底を図る必要がある。」としているが,作成していない事情は,児童・生徒により異なり,周知以外の対応方法も必要であることが予想される。引き続き,個々の必要な支援を把握し,具体的な対応方法について検討されたい。」と,まとめさせていただきました。

3 施策の進捗状況については,国分寺市による評価のとおりとしております。

会 長 ありがとうございます。

事務局 続きまして,いただいております御質問についてお答えさせていただきます。通番 57,58でございます。57番については,量的と質的の目標設定等が逆になっていないかとの御意見をいただいております。既に令和6年度目標まで設定されておりますが,いただきました御意見により,今後入替えを検討させていただければと思います。

58番については,主管課より来年度以降,目標の表現について修正させていただきたいと聞いております。

続きまして,通番59番でございます。資料に間違いがあり大変申し訳ございません。事業名は「子ども読書活動推進計画事業」になっておりますが,目標,実績に違う事業の内容が

記載されております。こちらについては、資料の差替えをする際に誤ってしまったものと思われるので、修正して、改めて後日メール等でお送りさせていただきます。なお、御質問いただきました質的な評価につきましては、Aに変更しています。

続きまして、通番61です。御質問につきましては、受験生チャレンジ支援貸付事業の実績・目標について、量的については、令和4年度目標及び実績において定量的に示されており、質的では「進学を希望する子どもが進学できている。」との記載にもなっているものの、相談件数と貸付件数に大きな差があるので、これだと進学したいと思った方たちが進学できているかよく分からない、正しい表現なのか、と御意見をいただいております。こちらの実績から御説明させていただきますと、相談件数611件は延べ件数でございます、相談実人数は84人でございます。84人のうち、貸付要件に合致した実人数は43人でございます。43人が塾代や受験料について貸付の申請を行った件数が79件でございます、43人に対しての貸付は塾代と受験料を合わせて両方申請した方と片方だけ申請した方で、貸付件数79件と実人数よりも上回っております。集計方法については、東京都の集計方法を使っていることで表現が分かりづらくなっておりました。次年度以降は、担当課から分かりやすい表現で記載していくことの報告を受けております。

続きまして、通番62番です。こちらの御意見は、事業名と道徳表記に関する実践的研究や研修の充実とありますが、内容を見ると何となく各学校に全てお任せしていると思受けられます。実際には各学校の道徳教育推進委員が集まって委員会を構成し、会議や、授業資料作成、研修等を開催して、各校におろしていると思っておりますが、この書き方では分かりづらいのではないかと御意見をいただいております。実際には、道徳教育推進委員会には、各学校から1名が委員として参加し、道徳推進委員会での授業実践を通して、授業力の向上を図るとともに指導資料を作成しています。これらの取組は、各校の道徳推進委員会を通して各校に周知をしているとの説明が所管課からあり、分かりやすい記載を次年度以降にしてもらえよう話をしております。

IV(2)の全体共有とさせていただきます報告については、以上でございます。

会 長 書き方や記載方法について随分指摘がありましたが、皆様が分かるようにすることが一番大事なことだと思います。また調整等についてはよろしく願います。

質疑応答は挙手にて願います。事務局から説明があり、質問等々に答えたいと思いますが、(2)の評価について、特に御意見はよろしいですか。

では、続いて施策(3)に進みます。事務局から説明をよろしく願います。

事務局 91,92ページの基本目標IV施策(3)でございます。こちらについては、御意見を評価としてまとめさせていただいている箇所でございます。1,2のいずれも通番70の内容ですが、御意見が2つの視点にあると思われましたので2か所に書かせていただいております。

1 個別事業の実施状況でございますが、令和6年度、令和4年度の量的な目標が、できる限り通室数を増やすことが掲げられていますが、どのように増やそうとしているのかがこの設定からは読み取れませんでした。書き方について工夫する必要があるのではないかと趣旨の御意見をいただいております。その関係から次のようにまとめさせていただきました。

「通番70不登校児童・生徒への支援の充実における令和6年度目標(量的目標)は、

「児童・生徒の通室数をできる限り増やす。」となっているが、この目標に向けてどのような取組によって通室する人数を増やそうとしていたのかが令和4年度目標からは読み取ることができなかった。今後、目標設定等を行う際には、その目標達成に向けた取組の記載についても検討されたい。」と、まとめております。

続きまして、2 施策の方向性に係る実施状況でございます。こちらの重点事業については、素晴らしい施策だと評価をいただいておりますが、情報がなかなか行き渡らない課題があるのではないかと、特に保護者がボトルネックとなって情報が行き渡らないことが問題となっていることもあるとの御意見をいただいております。また、支援する側もボランティア、アルバイト、教師などの様々な立場から支援する仕組みがあるが、統一した目標がないことや、手段などもバラバラであるので、よい方向に向けて工夫していくネットワークの構築や、情報共有ができればさらに改善できるのではないかと趣旨の御意見をいただいております。これを基に次のようにまとめさせていただきます。通番70不登校児童・生徒への支援の充実については、当該事業を必要としている児童・生徒や保護者に対し、引き続き丁寧な情報共有をはじめ個々に合わせた支援を行うとともに、関係する各支援者と緊密な連携を図ることで、より多くの児童・生徒に活用されるようその仕組みについて検討されたい。とまとめております。

事務局 続きまして、基本目標Ⅳの施策(3)についていただいた御質問になります。通番70番について、1点目は、どのように通室する人数を増やしていくのか、情報連携はどのようにしているのかと御質問をいただいております。担当課からの聞き取りでは、通室する人数を増やすために、市のホームページ等でトライルームの案内を行っています。また、情報共有にもなるかと思いますが、学校とトライルームが連携して個々に応じた支援を行えるようにすることで人数も増えてきていると伺いました。

もう1点は、令和6年度に向けた令和4年度の目標の文面について、てにをは的な御指摘をいただいております。この点につきましては次年度の量的目標において、「人数が『増えている』」を「増やす」。質的については、「継続的な支援に『努めている』」を「努める」に修正をさせていただきたいとのことです。報告については以上です。

委員 御回答ありがとうございます。現状は分かりました。1点、内容ではなくて、今後に向けて、今日で今年の会議が終わりかもしれないのですが、回答についてメールでいただく、前回のここで私が質問したことに対して、多分私以外覚えていない。ほかの委員もメモを取っていれば別だと思いますが、把握されていない方もいらっしゃると思います。私の認識間違いであれば申し訳ないのですが、議事録などは毎回出ていませんよね。今聞いていて、ほかの委員の質問を結構割とよく忘れていて、御説明いただいているところを思い出すのが大変です。私の質問もほかの委員の方々が、どのようなところだったのか、どのような議論をしていたかがもしかしたら分からないことや、取りあえず聞き流すことになってしまうのは、せっかく集まっているのもったいないと感じました。私の主観なのでほかの方は分かりませんが、そう感じました。せっかくの会議なので、もしよろしければ、こういった質問があって、このような回答をしたことが、後からでも分かることや、ほかの委員も分かるようになると、ここに来て議論することが有効になるのではないかと感じました。あくまで私の意見に

なります。

- 会 長 ありがとうございます。それに関して皆さん含めていかがでしょうか。
- 委 員 工数や労力もかなり掛かると思っていますので、そこを増やして欲しいということではなく、長い回答もいただいております、正直言って前の質疑応答も半分回答内容を忘れてしまっています。私が質問した件に関しては、私は覚えています、回答をいただいて、トライルームと学校はこれから連携していくことでより効率的に広報していくことは理解したのですが、会議が始まってからの質問に対する修正や訂正は、もうどのページのどの修正かはほぼ忘れてしまっていて、もしかしたら事務局で議事録とか録音音声があって後で読み返せるかもしれませんが、せっかくここで議論に至っているのですが、多分、明日には忘れてしまっています。できるかできないかの現実的な対応は置いておいて、少し主観的に思いました。
- 事務局 この会議については、議事録はすぐに出しておりませんが、いずれ全部見られるようになっておりますので、そこで確認できる方法があります。
- 委 員 質問だけでもできれば見たいと思いました。例えば質問が保留になった。すぐに回答はないと思いますが、次の会議の前に質問に対する回答があるのかと認識できていれば、次の会議に臨みやすいです。また、質問に対して考えを持って来られることもあると思いました。全記録はあまり現実的ではないと思えます。
- 委 員 次に集まったときのポイントとなる資料がまとまっていればいいということですね。
- 委 員 そうです。あったほうがいいのかという主観的な感想です。
- 委 員 何の質問があったか、それに対して保留になったものはメモ的なものでいいから欲しいですよ。別に議事録を後で見ても、会議で生かせないのではと思います。
- 事務局 趣旨はよく分かりました。評価をまとめるに当たっては、委員がどのような発言をされたのか確認した上で文書にしておりますので、メモ書きはございます。ただ、メモ書きを公式の会議資料にできるかどうか、少しちゅうちょしてございます。毎会議、委員の皆様にお配りできるレベルに持っていけるかどうか、まだ正式にお答えできないので、どのようなやり方でできるかを検討させていただけるとありがたいと思っております。
- 委 員 我々も仕事でそのようなことが多々あります。最近ではメモ書きをお客様とも共有していて、相手も100%完璧ではないことを分かっている、むしろ間違いがあったらお互い訂正していったほうが良いと思えます。正しいものを出すことが目的ではないことは何となく皆様も分かっている、検討していただければと思います。
- 事務局 趣旨はよく分かりました。この会議の性質なのですが、附属機関と申しまして、国分寺市の条例に基づいて、会議が設置されております。本日傍聴者はいらっしゃいませんが、誰でもこの会議を傍聴できる、資料の閲覧ができるような会議となっております。出すべき資料、公表すべきものは積極的に出していく姿勢は取りつつも、逆に誤ったものはどうしても出せないため慎重さが求められます。そのバランス感を取りづらいこともあるのですが、委員の御意見を踏まえまして、今後の在り方について検討してまいりたいと思っております。
- 委 員 ありがとうございます。
- 会 長 正確性が必要な内容ですから、お互いの理解を深めるためにはそのような努力は必要になってくるかと思えます。様々な兼ね合いもあるかと思えますが、今後検討していただ

き、改善していけるところはしていただきたいと思います。私も思います。

ほかに何か御意見ありますでしょうか。ほかにないようであれば、第4章の評価の確認が終わったこととなります。5章については、既に前回の会議において確認が終わっておりますので、令和4年度実績全体の評価確認を終えたこととなります。本日、修正した箇所もあります。それは事務局で修正していただき、私に御一任いただければ、本日付けて諮問書の答申として出させていただきますと思っています。

続いて報告事項が1件ありますので、事務局からお願いいたします。

事務局 資料5-5-3を御覧いただければと思います。「次期国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画について」でございます。前回の会議でも御説明させていただきましたが、現在、令和7年度からの5か年計画の計画策定の準備を進めてございます。2年間かけて計画を作るのですが、今どのように計画の準備を進めているのか、子ども・子育て会議の委員の皆様との関わり方などについても合わせて御説明をさせていただければと思っていますので、この資料を用意させていただきました。資料5-5-3を基に御説明させていただきます。計画の位置づけでございますが、大枠としては現在の計画と変わりはありません。ただ、少し違う部分もございますので、そういったところを中心に御説明させていただきます。次期国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画（以下「次期計画」といいます。）は、これまで同様に「国分寺市地域福祉計画」の子ども分野に係る計画として位置づけ、本市における今後の子ども・子育て・若者支援施策の具体的な方向や取組内容について定めます。また、次期計画は、以下の計画を一体のものとして策定することを予定しています。（1）から（5）として位置付ける予定の計画を列挙しておりますが、（2）から（5）は現在の計画でも同様に位置付けているものでございます。一方で、この（1）が新たに加わるものになります。「（1）こども基本法第10条に基づく市町村こども計画※新規策定」と書いてありますが、表記のとおり新しい内容になります。令和5年4月にこども基本法が新たな法律として施行されました。この法律の10条に、こども基本法に基づく市町村こども計画を策定することについて規定されておりまして、私どもがこの計画を策定する根拠になります。下の図でございますが、先ほど冒頭に計画の位置づけとして御説明させていただいたものを図に表したものでございます。市では、国分寺市総合ビジョンがございまして、そのほかに福祉分野の計画を取りまとめた地域福祉計画がございまして、その中の1つとして、この太枠にあるこの子ども若者・子育ていきいき計画があることをこの図で表してございます。次のページを御覧ください。こども基本法に基づく市町村こども計画はどのようなものかを簡単に御説明をさせていただきます。

こども基本法に基づく市町村こども計画が真ん中にございまして、右側にそれと一体となって策定する計画を並べております。こども基本法に基づく市町村こども計画は、こども大綱とあって、計画に対する国の考え方や必要な内容がまとめられたものがこれから出てくる予定です。予定では12月末と聞いておりますが、こども大綱を基に計画を作ることとなります。もともとこども基本法の内容は、これまで位置づけを持っていた計画の多くの部分を網羅するような法律となっておりますので、大きな趣旨、方向性がガラッと変わることはないのですが、今までになかった要素などが加わっていく可能性があるということは御承知おきいただきたければと思います。

計画期間については、先ほど申しましたように、令和7年度から11年度までの5か年計画を予定しています。計画の策定の進め方でございますが、2つの会議で行います。既に動いているのですが、(1)として、国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画策定検討委員会がすでに数回開催されております。委員の構成も書いておりますが、この会議は、会議に外部委員以外に国分寺市の職員も一委員として加わることが特徴となっております。国分寺市の職員と外部の委員の皆様が一体となって意見を交わしてこの計画の策定を進めます。主に現計画でいう第4章を中心に議論を交わして作り上げていくものとなります。一方で、(2)国分寺市子ども・子育て会議です。こちらの会議になります。会議そのものの説明は割愛させていただきますが、2段目に「国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画策定検討委員会からの意見等を参考にして、次期計画案に係る市長の諮問に応じ、その妥当性等を審議し答申することを予定しています。」とありますように、策定検討委員会での議論を踏まえたものについて、御意見等をいただくことを予定しているのと、加えて、現計画でいえば第5章の内容を中心に皆様から御意見等をいただきたいと考えております。

計画の策定スケジュールなどについては、裏面4ページを御覧ください。次期国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画の策定スケジュールのおおよそのスケジュールを載せております。見方としては、上が令和5年度、下が令和6年度になります。令和5年度についてはほとんどが実績として書いておりますが、計画策定検討委員会は今年度3回を予定しております。令和5年度は何をやってきたのかと申しますと、令和6年度の本格的な計画策定年度に向けて、この計画に必要な情報などを私どもは整理していく必要があります。特に重要なのは、今の市民の皆様がどのような意向をお持ちか、どのようなお考え方があるのかを正確に把握していくことが必要となっておりますので、まず10月には市民意向調査のアンケートを実施させていただいております。内容については後ほど御説明をさせていただきます。また、子ども若者の意見聴取・関係団体ヒアリングとして、関係団体の皆様へのヒアリングや、子どもや若者に直接意見や考えなどを聞き取っていく、そのような機会を今年度予定させていただいております。令和6年度には、実際に計画書にしていく必要がありますので、より具体的な検討に入ります。計画策定検討委員会は来年度全5回を予定しており、子ども・子育て会議は全6回を予定させていただいております。スケジュールについては、あくまでも現在の大枠の考え方を示しておりますので、実際のスケジュールについてはこれから調整をさせていただくこととなります。会議の開催時期については、今後皆様に御相談させていただきながら調整させていただければと思っております。特にこの子ども・子育て会議の第6回を来年度の2月に実施することになっておりますが、それよりも前の時期に実施させていただく可能性も高くなっておりますので、併せて御承知おきいただければと思います。市民参加については、市民説明会、意見募集、まとめとなっておりますが、この時期にはおおよその計画が出来上がっております。この計画に対して市民の皆様がどのような御意見などがあるかをお諮りさせていただいて、最終的にはその意見を基に計画を作り上げる流れとなります。このようなスケジュールとして、概要を御説明させていただきました。

続きまして、次期国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画に関するアンケートの実施概要について御説明させていただきます。これは先ほど申しました令和5年度の市民参加に当

たりまして、10月に実施しました市民意向調査の内容でございます。この調査は、次期国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画策定の基礎資料として、市民の生活実態やニーズ等を把握することを目的に実施しております。もしかしたら、委員の中にもアンケートの対象となった方もいらっしゃるかもしれませんが、どのような内容か簡単に御説明させていただきます。実施の対象と種類でございますが、4つのアンケートを実施させていただきました。区分については、就学前児童の保護者、小学生とその保護者、12歳から18歳、18歳から39歳で、配付件数については全体で3,000件のアンケートをさせていただきました。実施期間については、令和5年10月4日から10月26日までで、アンケートは郵送で御案内しておりますが、回答は郵送またはインターネットに受付しました。現在、アンケートの集計・分析を行っております。令和5年度末までに取りまとめる予定です。結果については、子ども・子育て会議においても概要を御報告させていただくことを予定しております。

また、本アンケートのほか、子どもから若者まで意見を直接聴取する取組を現在進めております。資料はございませんが、口頭で説明させていただきますと、先ほど調査1,2,3,4とありました区分に分けて、直接子どもや若者に意見や考えを聞いております。具体的に申し上げますと、例えば、就学前の児童については、保育園や幼稚園に実際に赴いて、5歳児クラスの子どもたちに様々な質問を投げかけ、子ども自身の考えや意見などを聞き取るような取組をしております。小学生については、公立の児童館、学童保育所に赴いて、同様な方法で実施しております。中高生については、国分寺市プレイステーションでの実施を考えておまして、若者については、東京学芸大学に御協力をいただきまして、若者からの意見を聴取する取組を学生とともに検討させていただいています。また、障害児については、放課後等デイサービスにも行って、子どもと触れ合って直接御意見や考えを聞き取るような取組を今年度実施したいと考えております。

アンケート、また直接の声によって子どもたちや若者、保護者のニーズや実態を把握し、計画の策定準備を進めているのが現在の取組でございます。以上、雑駁ではございますが、御報告とさせていただきます。

会 長 今御説明いただいたことに関してですが、質疑応答等、何か御意見等がありましたらよろしくお願いたします。

委 員 確認なのですが、計画策定に当たり、子ども・子育て会議と策定検討委員会の役割についておしえてください。

事務局 少し具体的に申し上げますと、計画策定検討委員会では1から計画を作り上げて行きます。特に現計画でいうと第4章の部分になります。現実的には事務局で一定のたたき台を作らせていただいて、それについて議論していただくこととなります。子ども・子育て会議では、ある程度形になってきたものに対して、またポイントについて御意見をいただくことや、また、案はこちらで作らせていただきますが、第5章の量の見込みと確保方策について、具体的な御意見等をいただくこととなります。

委 員 策定検討委員会の委員の構成が、「2人以内」、「1人以内」、「5人以内」とありますが、例えば市の職員が4人になることや、見識を有する者が1人以内になることはあるのでしょうか。実際にはないと思いますが。



事務局 詳しい御説明ができておらず申し訳ございません。現在委員は13人になります。「以内」と書いてありますが、13人全て充足してございます。何らかの都合、理由があった場合については、そこから人数が減ることもあり得ますが、今後もこの13人を維持してできればと考えてございます。市の職員5人の内訳ですが、子ども家庭部の保育幼稚園課、子ども子育て支援課、子育て相談室のほかに、子ども・子育て会議の事務局で参加していないメンバーとして、人権に関することを所管している部署として人権平和課長、また、教育関係として学校教育担当課長も委員として議論に参加させていただいております。

委員 ほかの委員を減らしても公募で選出された市民を2人くらい入れた方が方がいいのではないのでしょうか。あまりにも専門的で、様々道理が分かっている方よりも、一般市民の意見が出て来て刺激になったほうがと個人的に少し思いました。

事務局 御意見としていただければと思いますが、会議は既にスタートしております、公募委員も実際に出席いただいております。委員構成については、子ども・子育て会議でも公募委員の皆様にご出席をいただいております、公募委員の御意見、視点はここでもかなりいただいている視点から、計画策定検討委員会については、より専門的な視点から、公募委員1人とさせていただきます。

ただ、今後もずっとこのメンバー構成のままかという、そういうわけではありませんで、この次の計画策定になると思いますが、その際は改めて公募委員が何名であることが適切なのかを含め、メンバー構成を検討させていただければと考えております。

委員 ぜひお願いいたします。

委員 本来の会議の議題のほかに、計画策定検討委員会が検討したものを我々が確認するのでしょうか。スケジュールからすると会議は来年6回になるのでしょうか。

事務局 改めて御説明させていただきますと、子ども・子育て会議での重要なポイントは、現計画の第5章、教育と保育の量の見込みと確保方策、実施時期。ここは計画策定検討委員会での議論を予定していない箇所です。この会議の議題として、非常に大きなメインテーマになります。いきいき計画の令和5年度実績評価と併せて、次期計画の第5章を中心とした計画内容に対して御意見をいただくことが、来年度の主な議題になります。評価だけでもかなりボリュームがありますが、次期計画の5章部分について、具体的に御意見をいただくこととなりますので、会議の内容は今年度に比べてかなりボリュームが多くなりますが、何卒よろしく願いいたします。

委員 次期計画の5章でしょうか。

事務局 計画書をお持ちであれば御覧いただければと思いますが、例えば、分かりやすいところでは、放課後健全育成事業になります。計画書123ページになります。現計画は令和2年度から令和6年度までの5か年計画となっております、この数字が出ておりますが、これは前回5年前の子ども・子育て会議において御意見をいただきながら作り上げた数字でございます。次期の5年間についても、市でたたき台を作らせていただきますが、その在り方が適切なかどうかの御意見をいただくこととなります。

委員 話が長くなりすぎる気がするのですが、控えめにやったほうが良いかと思えます。

事務局 おっしゃるとおり議論が尽きない内容もございますので、できるだけ資料の作りや説明に

については工夫させていただきたいと思っております。何卒よろしくお願いいたします。

会 長 それでは8時を少し過ぎましたが、寒い中お集まりいただき、長時間になりましたが、本日予定していた内容も一通り終わりました。最後に事務局からその他でお知らせ等がありましたら、よろしくお願いいたします。

事務局 本日も長時間に渡りましてありがとうございました。本日をもちまして、今年度の会議は終了となります。最初の議事で御議論いただきました令和4年度実績の評価につきまして、答申をいただきましたら市長への報告を行わせていただきます。市長への報告等が終わりましたら、皆様に正式な評価書をお配りさせていただきますので、御覧いただければと思います。次年度の会議スケジュールにつきましては、会長、副会長と調整の上、委員の皆様に候補日の御提案をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。何分会議の回数が多くなります。次期は会議と会議の日程の間が近くなったりすることもございますので、御容赦頂ければと思います。日程の御提案の時期でございますが、まだはっきり決まっておりませんが、早くても年明け以降に皆様に御連絡をすることになるかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

会 長 1年間ありがとうございました。以上をもちまして、本会議を閉会とさせていただきます。お気をつけてお帰りください。ありがとうございました。

— 了 —